

Tialink 契約約款 新旧対照表 (2026年2月26日改訂)

変更前 (2026年1月1日版)	変更後 (2026年2月26日版)
<p>第1条 (本サービスの提供等) (中略)</p> <p>4. 当社が、本約款の他に諸規約を別に定めることができ、その諸規約は、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成します。</p>	<p>第1条 (本サービスの提供等) (中略)</p> <p>4. 当社は、本約款のほかに諸規約を別に定めることができ、その諸規約は、名称のいかににかかわらず、本約款の一部を構成します。</p>
<p>第5条 (利用の申し込み)</p> <p>1. 利用契約の申し込みをする者 (以下「申込者」といいます。) は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により利用契約を申し込みます。</p>	<p>第5条 (利用の申し込み)</p> <p>1. 利用契約の申し込みをする者 (以下「申込者」といいます。) は、本約款に同意の上、当社所定の方法により利用契約を申し込みます。</p>
<p>第6条 (承諾) (中略)</p> <p>2. 当社が、申込者からの申し込みに対し、当社所定の方法により、当社が通知及びアカウント ID及びパスワードを送付又は申込者に送付又は発信したことをもって、利用契約の申込の承諾の意思表示とみなし、利用契約が成立します。</p>	<p>第6条 (承諾) (中略)</p> <p>2. 当社が、申込者からの申し込みに対し、当社所定の方法により、アカウント ID及びパスワードを申込者に送付又は発信したことをもって、利用契約の申込の承諾の意思表示とみなし、利用契約が成立します。</p>
<p>第20条 (アカウントID及びパスワード)</p> <p>1. 契約者は、アカウントID及びパスワードを適正に管理するものとし、第三者に開示、漏洩、貸与し、又は第三者と共有することはできません。</p>	<p>第20条 (アカウントID及びパスワード)</p> <p>1. 契約者は、アカウントID及びパスワードを適正に管理し、第三者に開示、漏洩、貸与し、又は第三者と共有することはできません。</p>

変更前（2026年1月1日版）	変更後（2026年2月26日版）
<p>第29条（解除）</p> <p>1. 当社は、契約者が次の各号の＝に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。</p>	<p>第29条（解除）</p> <p>1. 当社は、契約者が次の各号の<u>一つ以上</u>に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。</p>
<p>（改訂履歴の末尾）</p> <p>2026年1月1日改訂</p>	<p>（改訂履歴の末尾）</p> <p>2026年1月1日改訂</p> <p>2026年2月26日改訂</p>
<p>（別紙1 料金表）</p> <p>（Tialink 光クロス専用プラン (IPoE方式) まで記載）</p>	<p>（別紙1 料金表）</p> <p>（中略）</p> <p>Tialink 光クロス専用 固定IPプラン (IPoE方式)</p> <p>プラン名：IP1</p> <p>利用料金：月額費用 3,600円 / 契約事務手数料 3,000円</p>